

令和4年9月14日

川西市議会議長

久保義孝様

建設常任委員長

江見輝男

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和4年9月5日）

1. 議案第61号 川西市花屋敷団地等建替えに伴うPFI事業に係る契約の変更について

議案の概要

本案は、川西市花屋敷団地等建替えに伴うPFI事業に係る契約において、花屋敷団地旧C棟の解体時に汚染された土壌が発見されたことから、適切に処理するため、契約金額を変更するにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 議案質疑資料によると、土壌調査を行った結果、ヒ素、フッ素が基準値を超えていたため汚染土として処分する必要性が生じたとあるが、これらの汚染土壌は人為的なものか自然由来のものなのか、詳細を伺いたい。

答 ヒ素、フッ素の含有量については、人為的な由来の場合、通常は基準値の10倍を超えるなど異常な量を含んでいるが、今回の汚染土壌では基準値のおおむね2倍以内にとどまっていることから、自然由来であると判断している。

問 議案質疑資料では、今回の契約変更に当たり事業者が示している汚染土処分単価は1立方メートル当たり1万9800円、運搬単価は1立方メートル当たり3240円と示されているが、その価格の妥当性について詳細を伺いたい。

答 当該単価については、PFI事業者が3者見積もりによって決定しているものであるが、金額については市においても過去のPFI事業における処分単価、運搬単価の実績と比較しておおむね同額であることを確認していることから、妥当であると判断したものである。

特記事項

議案質疑資料あり（1. 変更内容の詳細（汚染土壌の内容、量、単価など）について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

2. 議案第62号 土地の売払いについて

議案の概要

本案は、舎羅林山開発の進捗に伴い、旧市道1720号の敷地を売却するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めようとするもの。

質疑の概要

問 提出資料によると、今回の売却額については2人の鑑定士が異なった視点から鑑定した評価額の平均額で設定したとあるが、それぞれの鑑定士の評価方法等について詳細を伺いたい。

答 今回鑑定を依頼したA鑑定士については、当該物件が带状地であることで30%、起伏がある傾斜地であることで20%減じ、それぞれの残価（70%と80%）を乗じて得た100分の56という割合を取引事例比較法による比準価格に乗じて、鑑定額を1平米当たり1万2500円と算出している。一方、B鑑定士は、造成後の緑地のり面となる面積を図面上で29.5%と設定し、残る70.5%を活用できるものとして、取引事例比較法と開発法によりそれぞれ算出した価格の平均に乗じて、鑑定額を1平米当たり1万2300円と算出しているものである。

問 旧市道1720号については、整備に際して国庫補助金を活用していることから、当該土地の売却後、どのタイミングで返還することになるのか伺いたい。

答 今回の売却を進めるに当たっては、国の了承のもとで本議案を上程しており、返還のタイミングとしては、市の予算措置が整ってからということで国と調整している。市としては、売却益も含め12月議会に補正予算を提出し、成立した段階で返還する流れを予定している。

特記事項

配付資料あり（1. 売払い不動産の概要 ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

3. 議案第67号 川西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、長期優良住宅認定制度における既存住宅に係る認定制度の創設に伴い審査手数料を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 法律の改正後は、新築や増改築等の建築行為を行わなくても、長期優良住宅の認定基準に合致する場合は認定申請が可能となるとのことだが、認定を受けるメリットと想定される申請件数について伺いたい。

答 長期優良住宅の認定を取得した建物所有者に対して、所得税の住宅ローン減税が適用されるとともに、住宅ローンの金利を引き下げるといったメリットがあると認識し

ている。

また、今回の制度改正による申請については、これまでは、主に新築の際に申請される制度で、増改築に係る申請も過去2件にとどまっていることから、当面は申請があるとは考えられず、申請があっても2件以下ではないかと予測している。

特記事項

配付資料あり（1 手数料条例改正に関する法改正の概要 ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

4. 議案第68号 令和4年度川西市一般会計補正予算（第4回）

議案の概要

第1表 歳出第8款土木費。

質疑の概要

(1) 第1表 歳出

① 第8款 土木費

問 公共交通支援事業において、コロナ禍の中、原油価格高騰の影響を受ける公共交通事業者や便数等を維持して運行に取り組む公共交通事業者への支援として2072万8000円を追加されているが、補助対象となる事業者や補助金額の算定に当たっての考え方を伺いたい。

答 今回の原油価格高騰を受ける事業者に対する支援については、阪急バス、能勢電鉄及びタクシー事業者が対象となっており、それぞれ市内を走る車両の登録台数に応じて支援しようとするものである。

また、コロナ禍における密を回避した運行への支援としては、能勢電鉄、阪急バスを対象として実施しようとするもので、このうち、阪急バスについては、近隣市町にまたがる路線もあることから、同社の県内路線の総延長を本市内路線の延長で按分して金額を算出し、県とともに支援しようとするものである。

問 交通安全施設整備事業において、交通事故件数の増加により、県から交通安全対策重点推進地域に指定されたことを受け、交通安全総点検を実施し、事故多発箇所への従来の交通安全施設の整備に加えて、スピードの減速を促す効果的な路面表示などの新たな取り組みを実施するため300万円を追加されているが、その詳細について伺いたい。

答 今回の対策に当たっては、交通事故の発生箇所が市道に多い傾向にあることから、市道を中心とした生活道路について地域とともに点検を実施していきたいと考えている。また、対策については、子供や高齢者といった歩行者を守ることを中心

としており、車の減速を促すことによって安全を確保することなど、考えられる限りの対策を検討していきたい。
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）